

退職の日が一月一日から四月三十日までには間の方については、本人からの申出がない場合であっても、必ず残税額をまとめて徴収してください。

市町村民税 道府県民税		給与支払報告書 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書										整理番号					
伊根町長様		(特別徴収義務者) 給与支払者		氏名又は 名 称								担当者		係		特別徴収 指定番号			
令和 年 月 日 提出				住所又は 所 在 地										氏名					
				個人又は法人番号										電話		宛名番号			
給与所得者		フリガナ		新 姓		(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済税額		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)		異動年月日		異動事由 〔記載注意 の5参照〕		異動後の未徴収 税額の徴収方法		1月1日以降退職時 までの給与支払額	
		氏名						円		月分から		月分から		年		1 特別徴収継続		円	
		生年月日		昭・平 年 月 日生				月分まで		月分まで		月 日		2 退職					
		個人番号						円		円				3 死亡					
		住所		1月1日 現 在										4 休職					
		異動後										5 長欠							
												6 その他 ()		3 普通徴収 (本人納付)		控除社会保険料額 円			

◎給与所得者が新しい給与支払者（特別徴収義務者）による「特別徴収の継続」を希望される場合には以下の項目にも必ず記載してください。

新しい給与支払者 (特別徴収義務者)		所在地 〒		特別徴収指定番号				左記特別徴収義務者へは月割額 _____円を			
		名 称		電話番号				_____月分から徴収するよう連絡済です。			

◎給与等の支払を受けなくなった後の月割額（退職した月を除く）の一括徴収について次の欄に必ず記載してください。

一括徴収する場合(該当する項目に○をしてください。)		1 異動の日が12月31日以前でかつ 本人から申出があったため。		本人の印		徴収予定日		徴収予定額		徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)		備 考	
		2 異動の日が1月1日以降でかつ 特別徴収の継続の希望がないため。				月 日		円		円			
一括徴収しない場合(該当する項目に○をしてください。)		1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人から申出がないため。				月 日						左記の一括徴収した税額は _____月分で納入します。(翌月10日納期限)	
		2 異動の日が1月1日から4月30日までの間で残税額(上記(ウ)の額)を超える給与又は退職手当等の支払がないため。										左記の一括徴収した税額は _____月分で納入します。(翌月10日納期限)	
理由		3 死亡による退職のため。											

旧 特 別 徴 収 処 理 欄	前年度	月分以降 の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他
	現年度	月分以降 の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他

記載注意

- この届出書は給与支払報告に係る給与所得者異動届出書と特別徴収に係る給与所得者異動届出書が同じ様式になっています。異動届出書は給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月10日までにそれぞれ関係市町村へ提出してください。
- 太線 で囲んでいる部分についてのみ記載してください。
- 「1月1日以降退職時までの給与支払額」欄には、退職により給与の支払を受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時までに支払の確定した給与の額を、「控除社会保険料額」欄には、その年の1月1日から退職時までに給与から控除した社会保険料の額を記載してください。
- 「一括徴収」に関する記載は、次により記載してください。なお、一括徴収しない場合でも必ず必要事項を記載してください。
一括徴収する場合は、理由欄の1又は2を○で囲み、右の「徴収予定額」欄等に所要時効を記載するとともに1の場合には給与所得者の印を押印してください。一括徴収しない場合には、理由欄の該当する項目を○で囲んでください。
- 普通徴収への切替について事業主や従業員の希望のみを理由とした切替は認められていません。

※退職者については、この異動届出書とは別に、翌年の一月三十一日までに給与支払報告書（個人別明細書及び総括表）の提出が必要です。

○普通徴収の対象として認められるのは、下記の事由に該当する方となります。

符号	普通徴収への切替理由(下記6項目以外の理由は不可)
a	退職者又は退職予定者(5月末日まで)及び雇用期間が1年未満で再雇用の見込みがない方
b	毎月の給与が少額のため、特別徴収税額を引き去ることが出来ない方 (例:前年中の給与支払い額が100万円未満の方で、今後も同様の支払いとなる見込みの方)
c	給与の支払が不定期的な方(例:給与の支払いが毎月ではない)
d	他から支給されている給与から個人住民税が特別徴収されている方、又は特別徴収される予定がある方(乙欄該当者)
e	専従者給与が支給されている方(個人事業主のみ対象)
f	(a~dを除いた)総従業員数が2人以下の事業者